

知名町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 14 日

知名町長 平安正盛

知名町条例第 23 号

知名町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 10 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第 3 項の規定により法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる

場合は、この限りでない。

3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(知名町介護保険条例の一部改正)

3 知名町介護保険条例(平成12年知名町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項本文中「すべき」を「する」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」に改める。

第9条第2項本文中「うけようとする」を「受けようとする」に、「納期7日前」を「納期限前7日」に、「次に」を「、次に」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 町長	知名町子ども医療費助成条例(昭和48年知名町条例第40号)によ

	る子どもに対する医療費の助成に関する事務
2 町長	知名町重度心身障害者医療費助成条例（昭和 49 年知名町条例第 47 号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務
3 町長	知名町営住宅条例（平成 9 年知名町条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する町営住宅の管理に関する事務
4 町長	知名町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成 15 年知名町条例第 5 号）によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
5 町長	要介護者等に対する紙おむつの給付に関する事務
6 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務

別表第 2（第 4 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	知名町子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務	<p>(1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）</p> <p>(2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）</p> <p>(3) 医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）</p> <p>(4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p>

		<p>(5) 知名町重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）</p> <p>(6) 知名町ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報</p>
2 町長	知名町重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務	<p>(1) 医療保険給付関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）</p> <p>(3) 生活保護関係情報</p> <p>(4) 住民票関係情報</p>
3 町長	知名町営住宅条例第 2 条第 1 号に規定する町営住宅の管理に関する事務	<p>(1) 住民票関係情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 障害者関係情報</p> <p>(4) 生活保護関係情報</p>
4 町長	知名町ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務	<p>(1) 住民票関係情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 医療保険給付関係情報</p> <p>(4) 生活保護関係情報</p> <p>(5) 重度心身障害者医療費助成関係情報</p>
5 町長	要介護者等に対する紙おむつの給付に関する事務	<p>(1) 住民票関係情報</p> <p>(2) 障害者関係情報</p>

別表第 3（第 5 条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務	町長	<p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 住民票関係情報</p> <p>(3) 地方税関係情報</p>